（標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い）

第二百二十九条　最終指定親会社等がオリジネーターでない場合において、証券化エクスポージャーに対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該最終指定親会社は、被保証債権又は原債権である証券化エクスポージャーを保有している場合と同様の方法により、信用リスク・アセットを算出しなければならない。

2　第三章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第九十条第一号中「超えていないこと」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする」と、第九十八条第二号中「関連会社等を含む」とあるのは「関連会社等を含み、証券化目的導管体を除く」と読み替えるものとする。

（標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い）

第二百三十条　最終指定親会社等は、オリジネーターとして、早期償還条項付の証券化エクスポージャーの債務者たる証券化目的導管体に対して、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。以下同じ。）エクスポージャー及びリボルビング型エクスポージャーにより構成される原資産を譲渡した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額のうち、リボルビング型エクスポージャーを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロール型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目及び対象となるエクスポージャーに係る証券化取引が行われなかった場合に原資産に対して適用されるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額として算出しなければならない。ただし、留保された証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額又は原資産が証券化されなかった場合の原資産の信用リスク・アセットの額のいずれか大きい額を上限とする。

一　原資産の補充が行われる仕組の取引であって、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により最終指定親会社等が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二　早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち、原資産のリスクがオリジネーターである最終指定親会社等に遡及しない場合

三　最終指定親会社等が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合

四　関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である最終指定親会社等の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

2　前項の「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に定める掛目をいう。

任意の時期に無条件で取消し可能である場合（パーセント）		上記以外の場合（パーセント）	
トラッピング・ポイント（エクセス・スプレッドの留保が求められていない証券化取引では、トラッピング・ポイントの値は四・五パーセントとする。）に対する三月の平均エクセス・スプレッドの割合	掛目		
百三十三・三三以上	零	掛目：九十	
百三十三・三三未満　百以上	一		
百未満　七十五以上	二		
七十五未満　五十以上	十		
五十未満　二十五以上	二十		
二十五未満	四十		
掛目：九十			

（注）　トラッピング・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保することを義務付けられるエクセス・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。

3　第一項の「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に定める掛目をいう。

任意の時期に無条件で取消し可能である場合（パーセント）		上記以外の場合（パーセント）	
トラッピング・ポイント（エクセス・スプレッドの留保が求められていない証券化取引では、トラッピング・ポイントの値は四・五パーセントとする。）に対する三月の平均エクセス・スプレッドの割合	掛目		
百三十三・三三以上	零	掛目：百	
百三十三・三三未満　百以上	五		
百未満　七十五以上	十五		
七十五未満　五十以上	五十		
五十未満	百		
掛目：百			

第二款　内部格付手法の取扱い

（内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー）

第二百三十一条　内部格付手法採用最終指定親会社は、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、この款の規定によらなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が第一款に定める標準的手法の対象である場合には、当該標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

3　第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、最終指定親会社等がオリジネーターであるときは、第一款に定める標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

（信用リスク・アセットの計算手法）

第二百三十二条　内部格付手法採用最終指定親会社は、格付又は第二百三十四条第二項に規定する推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

2　第二百二十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。